

令和8年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群精密検査

(PSG) 受診助成事業要領

令和8年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査（以下「SAS検査」という。）の結果、精密検査対象となった場合、睡眠ポリグラフィ検査（以下「PSG検査」という。）の受診を促進するためにその一部を助成し、もって運転者の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる検査

会員の県内事業所（支店・営業所）に勤務する運転者がSAS検査の結果、精密検査対象となり、令和8年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和9年2月22日までに受けた保険診療のPSG検査（入院検査）とする。

ただし、SAS検査を「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診助成事業要領」の4に掲げる指定検査・医療機関以外で受診した場合は受診結果の写しを添付すること。

5 助成金額

PSG検査（保険診療）費用とし、20,000円（運転者1人につき年1回まで）を上限とする。

ただし、保険適用費用のみ対象とする。

6 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 200,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群精密検査（PSG）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 入院外の検査（携帯型、簡易検査等）
- (2) 食事代・部屋代等の保険適用外の費用
- (3) 検査結果後の在宅医療に係る費用